

リンク式条例の導入について

1. 目的

現在、本市の条例では、事業の人員や運営等の基準について、国の政令等と同じ内容であっても、政令等の条文をそのまま条例に規定しているが、市独自の基準をわかりやすく、また、急な政令等の改正やボリュームの多い改正があった場合も対応できるように、リンク式（国の基準である特定の政令等を引用し、規定内容を当該政令等に委ねる方式）へ改正するもの。

2. 経緯

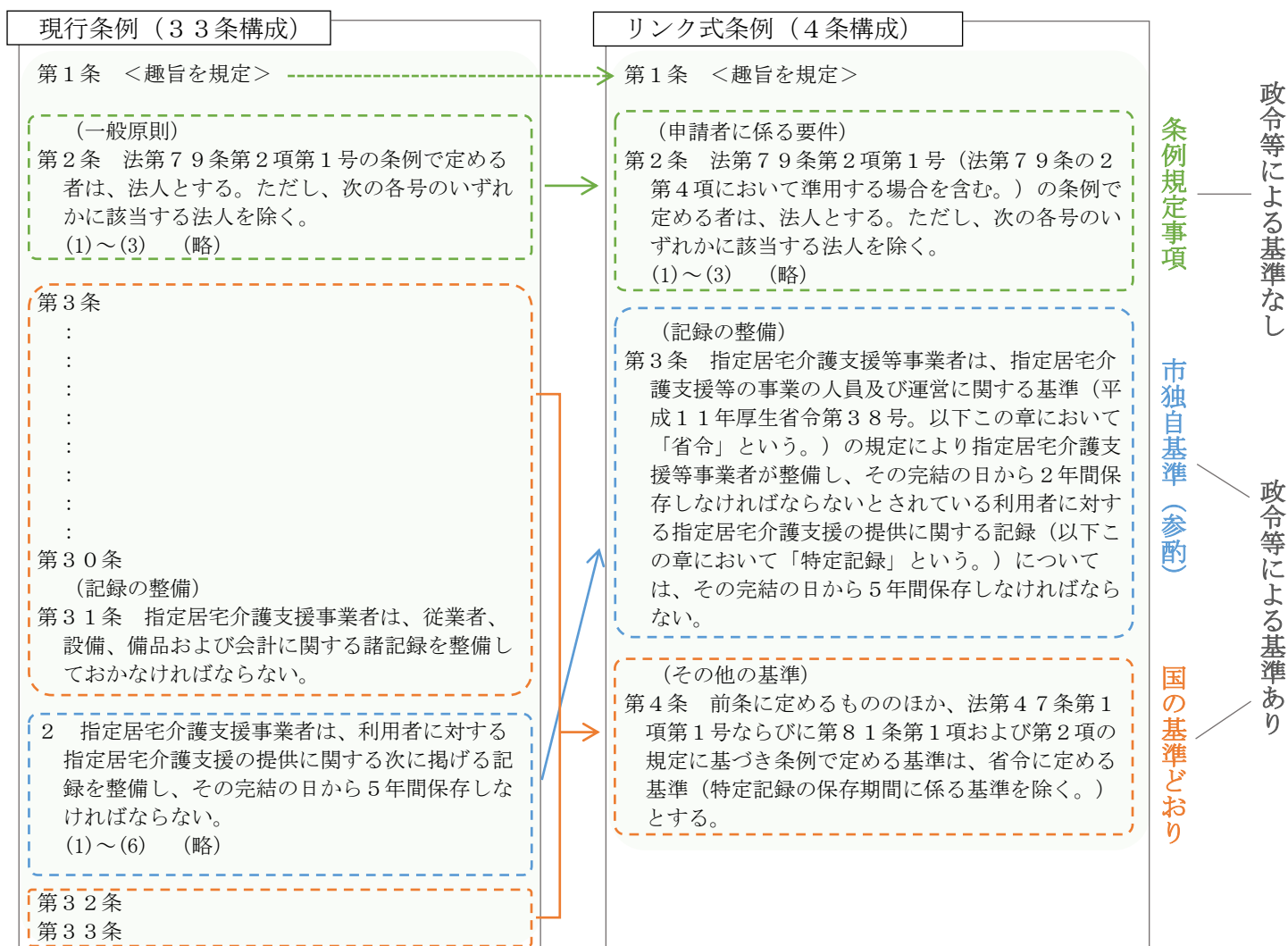
地方分権改革により、国が定めていた事業の人員や運営等の基準が条例に委任されたことから、平成23年度以降、基準を定める条例が制定された。本市においては、条例に定める基準が、基準となる政令等と同様の場合であっても、政令等の条文をそのまま条例に規定してきた。

元々、介護保険課所管の4条例については、条数が合計360条に及び、9割以上が政令等と同様の基準を規定していることから、急な政令等の改正にも対応できるようリンク式への改正を検討していた。

今回、新たに制定する「草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)」を11月定例会にリンク式で提案することから、介護保険課所管の4条例を含む他の基準条例については、原則、各条例の次回の改正のタイミングでリンク式への改正を行う。

3. リンク式条例のイメージ

(例) 草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例



4. メリット・デメリット

メリット	デメリット
・政令等と同様の基準は、政令等を引用し、市独自の基準は、現行条例どおり規定することで、市独自の基準を際立たせることができる。 ・急な政令等の改正やボリュームの多い改正があったとしても、条例に政令等の改正内容が反映され条例改正が不要となる。 ・職員の事務負担が軽減される。	・政令等の改正があっても条例を改正しないこともあるため、議会での審議がなされず、国の改正内容への理解や議論等が不十分となることがある。 ・政令等の規定を確認しにいく必要がある。

5. リンク式への改正に向けた対象条例の整理

(1) 改正の検討対象となる条例の判断基準について

リンク式への改正の判断基準は以下全てを満たすものとする。

- ① 法律に、「〇〇は条例で定める。」旨が規定されている。
- ② 法律に、「政令等で定める基準に従い（参酌して）定める。」旨が規定されている。

○改正の検討対象となる条例

	例規名称	所管課	政令等による基準				条例規定事項 ※2
			国の基準 どおり		市独自 基準		
			従う	参酌	従う ※1	参酌	
1	草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例	介護保険課	○	○	—	○	○
2	草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		○	○	—	○	○
3	草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例		○	○	—	○	○
4	草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		○	○	—	○	○
5	草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例	長寿いきがい課	○	○	—	—	—
6	草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例	上下水道総務課	—	○	—	—	—
7	草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例	こども若者政策課	—	○	—	○	—
8	草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	幼児課	○	○	○	—	—
9	草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例		○	○	○	○	—
10	草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（案）	幼児課	○	○	—	○	—

※1 当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた基準を定めることは可能（より厳しい基準）

※2 政令等で基準が示されず、法律に「条例で定める」旨が規定されている事項

(2) 改正のタイミングについて

各条例の改正のタイミングで、リンク式への改正を検討するものとする。

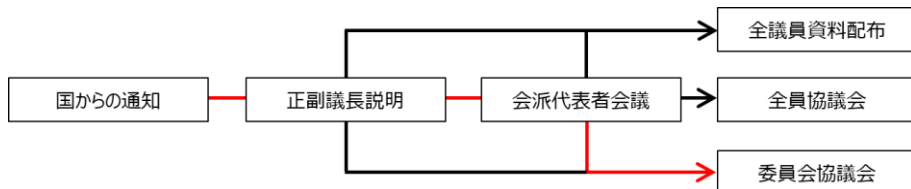
※制定条例（新規）について

（1）の判断基準を満たす条例を制定する際は、原則、リンク式を導入するものとする。なお、令和7年11月定例会に、「草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（案）」をリンク式で提出予定である。

＜条例改正が必要な場合＞

＜条例改正が不要な場合＞

ただし、国からの通知が遅く、間に合わない場合は、情報が入り次第、議会へ説明する。



＜スケジュール例＞

	○年度																	
	9月		10月		11月		12月		1月		2月			3月		4月		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		上	下	上	下	
説明スケジュール			●														●	
			国からの通知				← ① 正副議長説明 ② 会派代表者会議 ③ 委員会協議会 →										法令施行日	
議会スケジュール	← 9月定例会 →				← 11月定例会 →						← 2月定例会 →							

○リンク式への改正の検討対象条例

草津市条例	所管課	県内	県外
草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 など4条例	介護保険課	・守山市 ・東近江市 ・長浜市 ・野洲市	・京都市 ・名古屋市 ・那覇市 他
草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例	上下水道総務課	・大津市	・広島市 ・吹田市 ・茨木市 他
草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例	長寿いきがい課	・守山市	・京都市 他
草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例	こども若者政策課	・東近江市	・京都市 ・名古屋市 他
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	幼児課	—	・京都市 ・名古屋市 ・那覇市 他
草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例		・長浜市	・京都市 ・名古屋市 ・那覇市 他

草津市条例	所管課	県内	県外
草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（案）	幼児課	・長浜市（12月議会）	・神戸市 ・奈良市 ・那覇市 他